

豊見城市総合教育会議のあらまし

1 概要

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)」が、平成27年4月1日から施行され、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化を目的とした「総合教育会議」を設けることとされました。

本市においても、市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図るために「豊見城市総合教育会議」を設置しています。

2 総合教育会議について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第1条の4第1項の規定により設置されており、その組織運営については、豊見城市総合教育会議に関する規程(平成27年豊見城市訓令第15号)によることとされています。

(1) 所掌事項(第2条)

- ア 大綱の策定に関する協議
- イ 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策についての協議
- ウ 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置についての協議
- エ その他アからウに掲げる事務の調整

(2) 会議の構成員(第3条)

市長及び教育委員会(教育長及び教育委員)

(3) 会議(第4条)

- ア 会議は市長が招集する。(教育委員会から協議すべき具体的事項を示して市長に招集を求めることができる。)(第1項及び第2項)
- イ 調整結果の尊重(第3項)

(4) 意見の聴取(第5条)

必要に応じ会議に関係者又は学識経験者の出席を求め意見を聴くことができる。

(5) 会議の公開(第6条)

会議は公開する。ただし公益上必要がある場合は非公開とすることができる。

(6) 議事録(第7条)

会議後遅滞なく議事録を作成し公表する。(非公開の会議の場合は非公開)

3 豊見城市の教育大綱について

法第1条の2の規定により平成27年度の豊見城市総合教育会議における協議を経て、別添のとおり「豊見城市の教育大綱」として策定されています。

4 これまでの会議開催の状況

(1) 平成27年度第1回豊見城市総合教育会議

ア 日時 平成28年1月29日（金）午前10時30分～

イ 場所 市役所2階第2会議室

ウ 議題

- ・豊見城市総合教育会議について
- ・豊見城市教育大綱（仮称）のイメージ案について

(2) 平成27年度第2回豊見城市総合教育会議

ア 日時 平成28年2月16日（火）午後4時～

イ 場所 市役所2階第1会議室

ウ 議題 豊見城市内で発生したいじめ問題について

(3) 平成27年度第3回豊見城市総合教育会議

ア 日時 平成28年3月24日（木）午前11時～

イ 場所 市役所2階第2会議室

ウ 議題

- ・豊見城市教育大綱について
- ・その他（フッ化物洗口拡大事業について）

5 添付資料

- | | |
|----------------------------|----|
| (1) 豊見城市総合教育会議に関する規程 | P3 |
| (2) 豊見城市の教育大綱 | P4 |
| (3) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄） | P5 |
| (4) その他の関係法令 | P6 |

豊見城市総合教育会議に関する規程

(平成 27 年豊見城市訓令第 15 号)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。）第 1 条の 4 第 1 項の規定に基づき設置する豊見城市総合教育会議（以下「会議」という。）の組織及び運営について定める。

(所掌事項)

第 2 条 会議は、次に掲げる協議及び調整を行う。

- (1) 大綱の策定に関する協議
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策についての協議
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置についての協議
- (4) 前 3 号に関する次条に定める構成員の事務の調整

(構成員)

第 3 条 会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

(会議)

第 4 条 会議は、市長が招集する。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。
- 3 会議において構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、

その調整の結果を尊重しなければならない。

(意見の聴取)

第 5 条 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を認め、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第 6 条 会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(議事録)

第 7 条 市長は、会議終了後、遅滞なくその議事録を作成し、これを公表する。ただし、前条ただし書により、会議を非公開で実施した部分については、この限りでない。

(庶務)

第 8 条 会議の庶務は、学校教育部学校教育課において行う。

(補則)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が会議に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

豊見城市の教育大綱

豊見城市は、『「ゆめ」「まなび」「ひと」を大事にする響むまちの教育』を目標とし、次のことを大綱として教育及び文化の振興に関する施策を推進します。

「ゆめ」目標を立てることで自ら学ぶ意欲を持ち、心豊かでたくましく、創造性・国際性に富む幼児児童生徒の育成を図ります。

「まなび」家庭・学校・地域社会の相互連携のもとに、社会の変化に主体的に対応し得る生涯学習社会の実現を図ります。

「ひと」郷土の自然や文化に誇りを持ち、心身ともに健康で、主体的に社会に貢献する市民の育成を図ります。

1 幼児教育の充実

多様化する幼児教育ニーズに対応する教育や体験活動の実施など、教育プログラムの充実を図ります。

2 義務教育の充実

「生きる力」を育む教育の充実を図るとともに、施設などの改善や充実に取り組めます。また、地域や保護者等との連携により安心・安全で開かれ、信頼され、かつ、子どもたちが明るく通える学校づくりを推進していきます。

3 地域文化の振興

「グスク」や戦跡などの史跡、文化財の保全と活用に努めていきます。また、地域の誇りやアイデンティティの源泉となるよう、地域に眠る文化を掘り起こし再評価する取組や新しい地域文化の創造の動きを支援します。

4 生涯学習社会の確立

いつでも気軽に学び、生涯にわたり新たな知識や技能を習得しながら、自己実現を果たし、生きがいに満ちあふれた生活を送ることができるよう生涯学習のための機会やプログラムの充実に努めます。

5 スポーツ・レクリエーションの振興

いつでも気軽に学び、生涯にわたり新たな知識や技能を習得しながら、自己実現を果たし、生きがいに満ちあふれた生活を送ることができるよう生涯学習のための機会やプログラムの充実に努めます。

6 教育行政の充実

市民に開かれた教育行政の展開や国際性豊かで広い視野を持ち、情報活用能力に優れた人材の育成に努めます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

（昭和 31 年法律第 163 号）

（大綱の策定等）

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。
- 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

（総合教育会議）

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

- 一 教育を行うための諸条件の整備
その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- 二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

- 2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。
 - 一 地方公共団体の長
 - 二 教育委員会
- 3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。
- 4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。
- 5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。
- 6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。
- 7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。
- 8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。
- 9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

その他の関係法令

○ 教育基本法（抄）

（平成 18 年法律第 120 号）

（教育振興基本計画）

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

○ 地方自治法（抄）

（昭和 22 年法律第 67 号）

関係する市の例規

○市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則（抄）

（平成 19 年規則第 9 号）

（執行機関の職員の補助執行）

第 2 条 市長は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 2 の規定に基づき、別表に定めるところにより、市長の権限に属する事務の一部を補助執行させるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定による補助執行させる事務以外の事務について、委員会又は委員と協議し、これらの執行機関の事務を補助する職員又はこれらの執行機関の管理に属する機関の職員をして臨時に補助執行させることができる。

〔事務の委任又は補助執行〕

第百八十条の二 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、普通地方公共団体の委員会、委員会の委員長（教育委員会にあつては、教育長）、委員若しくはこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に委任し、又はこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員をして補助執行させることができる。ただし、政令で定める普通地方公共団体の委員会又は委員については、この限りでない。

別表（第 2 条関係）

補助執行させる職員	補助執行させる事項
教育長、教育委員会事務局職員及び教育委員会の管理に属する機関の職員	1～9 略 10 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 1 条の 3 に規定する大綱の策定及び同法第 1 条の 4 に規定する総合教育会議の運営等に関すること。